

愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針 Q&A

令和6年12月作成

令和8年 3月更新

- Q1. 「オンライン診療においては、「かかりつけの獣医師」にて行われることが基本」とありますが、「かかりつけの獣医師」とはどう定義されますか..... 1
- Q2. 「対面診療と適切に組合わせて行うことが基本となる。」とありますが、オンライン診療のみで診療が完結してもよいですか。..... 2
- Q3. オンライン診療を中断して、対面による診療に切り替える場合、オンライン診療を行った診療施設とは別の診療施設で対応してもよいですか。..... 2
- Q4. 「初診からのオンライン診療は、原則として「かかりつけの獣医師」が行うこと。」とありますが、「初診」とはどう定義されますか。..... 2
- Q5. 「かかりつけの獣医師」であっても診療前相談を行うことは可能ですか。..... 2
- Q6. 飼育者から求めがあれば、「かかりつけの獣医師」でなくてもオンライン診療を行えますか。..... 2
- Q7. 診療簿には何を記載すればよいですか。..... 2
- Q8. オンライン診療を実施する際の飼育者との合意は口頭でも可能ですか。..... 3
- Q9. オンライン診療で処方してはならないとされている、特に安全管理が必要な医薬品とは具体的にどのような医薬品ですか。..... 3
- Q10. 初診において処方を行わないこととされている、獣医師の特別の指導を必要とする医薬品、安全性・有効性についてのエビデンスが評価されていない医薬品等とは、具体的にどのような医薬品ですか。..... 3
- Q11. 初診をオンライン診療により実施した愛玩動物について、2度目以降の診療もオンライン診療で行う場合、初診の場合に制限されている薬剤処方についての取扱いはどうなりますか。..... 3
- Q12. オンライン診療しか行わない診療施設は、開設届を提出する必要がありますか。..... 4
- Q13. オンライン診療は往診ではないのでしょうか。..... 4
- Q14. 獣医師が自宅でオンライン診療を行うことは可能ですか。..... 4
- Q15. オンライン診療を行う獣医師は、診療施設と直接的な雇用関係がなくてもよいですか。..... 4
- Q16. オンライン診療をチャットなどで行うことは可能ですか。..... 4
- Q17. 国内に所在する日本の診療施設の獣医師が、国外に所在する飼育者及びその飼育動物にオンライン診療を実施する場合にも適用されますか。..... 4
- Q18. 愛玩動物看護師が飼育者と飼育動物に対面している場合、オンラインで獣医師の指示の下、診療の補助を行うことはできますか。..... 4

【基本的な考え方】

Q1. 「オンライン診療においては、「かかりつけの獣医師」にて行われることが基本」とありますが、「かかりつけの獣医師」とはどう定義されますか

A1. 指針における「かかりつけの獣医師」は、当該愛玩動物及びその飼育者が日頃より対面で受診している等直接的な関係があり、当該愛玩動物の既往歴や予防情報、健康診断結果等を把握している獣医師と

しています。

Q2. **「対面診療と適切に組合わせて行うことが基本となる。」とありますが、オンライン診療のみで診療が完結してもよいですか。**

A2. オンライン診療のみで必要な情報が得られ、結果として、対面診療を行うことなく診療が完結することはあります。しかしながら、触診等を行うことができない等の理由により、オンライン診療では、診療に必要な情報が十分得られない場合もあることから、オンライン診療は対面診療と適切に組合わせて行うことが基本です。

Q3. **オンライン診療を中断して、対面による診療に切り替える場合、オンライン診療を行った診療施設とは別の診療施設で対応してもよいですか。**

A3. オンライン診療を中断して、対面による診療に切り替える場合、オンライン診療を行った診療施設とは別の対面の診療施設で対応することは可能です。その場合は、診療記録を正確かつ詳細に共有し、当該愛玩動物の診療が迅速かつ適確に行えるようにする必要があります。

【具体的適用】

Q4. **「初診からのオンライン診療は、原則として「かかりつけの獣医師」が行うこと。」とありますが、「初診」とはどう定義されますか。**

A4. 診療施設において、初めて診察を行うことをいいますが、継続的に診療している場合においても、新たな症状等（ただし、既に診断されている疾患から予測された症状等を除く。）に対する診察を行う場合や、疾患が治癒した後又は治療が長期間中断した後に再度同一疾患について診察する場合も、「初診」に含まれます。

Q5. **「かかりつけの獣医師」であっても診療前相談を行うことは可能ですか。**

A5. 「かかりつけの獣医師」であれば、診療前相談を経ずにオンライン診療を行うことが可能ですが、必要に応じて診療前相談を行うことは妨げられません。

Q6. **飼育者から求めがあれば、「かかりつけの獣医師」でなくてもオンライン診療を行えますか。**

A6. 「かかりつけの獣医師」以外の獣医師が診療前相談等を行った上で初診からのオンライン診療を行うのは、休日夜間等で「かかりつけの獣医師」がオンライン診療に対応できない場合や「かかりつけの獣医師」がオンライン診療を行っていない場合が想定されます。その場合、診療前相談をするなどして、当該愛玩動物の既往歴や予防情報、健康診断結果等の必要な獣医療情報を把握することが必要です。また、オンライン診療の実施後は、診療記録を正確かつ詳細に共有し、迅速かつ適確に対面診療につなげられる体制を整えておく必要があります。なお、診療中の急病急変への対応は、直接の対面診療が基本です。

Q7. **診療簿には何を記載すればよいですか。**

A7. 診療簿は、診療を確実なものとするため以前の病状を明らかにしておく上で必要となるものとして、獣医師法施行規則（昭和 24 年農林省令第 93 号）第 11 条において記載事項が次のとおり規定されていま

す。

①診療の年月日、②診療した動物の種類、性、年齢（不明のときは推定年齢）、名号、頭羽数及び特徴、③診療した動物の所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所、④病名及び主要症状、⑤りん告、⑥治療方法（処方及び処置）

Q8. オンライン診療を実施する際の飼育者との合意は口頭でも可能ですか。

A8. オンライン診療を実施する旨の合意、その際の説明及び実施可否についての獣医師の判断は、通常診療録に記載するような内容であると考えられます。診療録等に記載した上で、情報を正確に伝えるために、診療の結果と共に文書、メール等で飼育者に伝えることが望ましいです。

Q9. オンライン診療で処方してはならないとされている、特に安全管理が必要な医薬品とは具体的にどのような医薬品ですか。

A9. 人又は動物に使用された場合に、その機能に危害を与えるおそれがある劇薬又は毒薬、生物学的製剤並びに麻薬及び向精神薬が考えられます。

Q10. 初診において処方を行わないこととされている、獣医師の特別の指導を必要とする医薬品、安全性・有効性についてのエビデンスが評価されていない医薬品等とは、具体的にどのような医薬品ですか。

A10. 要指示医薬品、承認された動物用医薬品等以外の医薬品のほか、動物用医薬品であっても効能外のもものが考えられます。

要指示医薬品は、その使用に当たって獣医師の専門的な知識と技術を必要とするもの、副作用の強いもの、あるいは、病原菌に対して耐性を生じ易いもの等であり、このような慎重な使用が求められている医薬品は、当該医薬品の使用が不可欠な症状（予防のために用いられる医薬品にあっては、その使用が可能な状態。）がみられる場合に限られるとともに、その使用期間中に獣医師の特別の指導が必要とされています。要指示医薬品の多くは、対象動物の使用制限等の観点で、体重、基本的な健康状態、専門的な検査の結果等から処方の可否を判断するため、対面による診療を経て処方される必要があります。

承認された動物用医薬品等以外の医薬品、また、承認された動物用医薬品等であっても効能外の処方は、安全性や有効性についてのエビデンスが確立されておらず、効能効果と副作用のリスクの的確な判断を要し、対面による診療を経て処方される必要があります。なお、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）の策定に基づく薬剤耐性対策の推進について（5消安第 827 号令和 5 年 5 月 31 日付け農林水産省消費・安全局長通知）」において、薬剤耐性菌に係るヒトと愛玩動物との間における相互の伝播リスクを低減する上で、全ての関係者が連携して抗菌剤の責任ある慎重使用に取り組んでいく必要があることに留意することとされています。

Q11. 初診をオンライン診療により実施した愛玩動物について、2 度目以降の診療もオンライン診療で行う場合、初診の場合に制限されている薬剤処方についての取扱いはどうなりますか。

A11. 指針の 3 (6)において初診の場合に処方を行わないものとして列挙している医薬品については、初診をオンライン診療により実施し、2 度目以降の診療もオンライン診療で実施した場合、初診と同等に取扱うことが妥当です。

Q12. オンライン診療しか行わない診療施設は、開設届を提出する必要がありますか。

A12. オンライン診療であっても、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う施設は、診療施設として開設届出が必要です。

Q13. オンライン診療は往診ではないのでしょうか。

A13. 獣医療法において、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う施設を「診療施設」と規定しています。また、往診とは飼育者の求めに応じて愛玩動物が飼育されている場所に獣医師が直接赴き診療を行うものです。オンライン診療は、獣医師と愛玩動物と共にいる飼育者が情報通信機器を介してやり取りする形式で、物理的な接触や直接的な診察を行わないため、往診ではありません。

Q14. 獣医師が自宅でオンライン診療を行うことは可能ですか。

A14. 診療施設に所属する獣医師が、診療施設以外の場所（自宅等）で診療することは可能です。その場合も、診断や診療に際して診療施設にいる場合と同等程度の情報を得るよう努めること、獣医師及び飼育者双方のプライバシーに配慮すると共に、オンライン診療を行う獣医師が所属する診療施設の名称、場所、問合せ先等を伝え、飼育者の同意を得ることが必要です。また、オンライン診療の過程で、対面の診療に切り替える場合は、オンライン診療を行った診療施設は、必要に応じて飼育者の同意を得たうえで、対面の診療施設に診療記録を正確かつ詳細に共有し、当該飼育動物の診療が迅速かつ適確に行えるようにする必要があります。

Q15. オンライン診療を行う獣医師は、診療施設と直接的な雇用関係がなくてもよいですか。

A15. 雇用関係に関わらず、開設届において診療獣医師として届け出られていることが必要です。

Q16. オンライン診療をチャットなどで行うことは可能ですか。

A16. 本指針において対面診療の代替として認められているオンライン診療は、情報通信機器を通して映像と音声を用いてリアルタイムで行うものであり、チャット、写真、録画動画などのみによる診療は認められません。

Q17. 国内に所在する日本の診療施設の獣医師が、国外に所在する飼育者及びその飼育動物にオンライン診療を実施する場合にも適用されますか。

A17. 国外に所在する愛玩動物に対するオンライン診療についても、診療行為は国内で実施されており、獣医師法（昭和24年法律第186号）、獣医療法（平成4年法律第46号）や本指針が適用されます。なお、オンライン診療等の実施に当たっては、飼育者及びその愛玩動物が所在する国における法令等も併せて遵守する必要があると考えられます。

Q18. 愛玩動物看護師が飼育者と飼育動物に対面している場合、オンラインで獣医師の指示の下、診療の補助を行うことはできますか。

A18. 獣医師は、その指示による診療の補助行為の内容について予め診療計画に定め、愛玩動物看護師は当該診療計画に基づき、予測された範囲内において診療の補助行為を行うこと、また、予測されていない新たな症状等が生じた場合において、獣医師が愛玩動物看護師に対し、診療の補助となり得る追加的

な検査を指示することは可能です。ただし、その検査結果等を踏まえ、新たな疾患の診断や当該疾患の治療等を行う場合は、「初診」となります（Q4 参照）。また、愛玩動物看護師は獣医師と同一の診療施設に所属し、当該獣医師から訪問看護の指示を受けていることが望ましいです。